

広島県告示第百五十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和六年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
長江二丁目B地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
尾道市	長江二丁目			一〇一四番一地 先水路敷	標柱一号
				七二七番	標柱二号
				七三一番二	標柱三号
				七二九番二	標柱四号